

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係		氏 名	
				電 話	
		(内線)			
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 長期欠勤 5. 死 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) { 月分で納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 理由		控 除 社 会 保 険 料 額 円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相続人の氏名等	
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	氏名
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円		住所
異 動 者 印			円		電話

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地		連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号		受給者番号		
フリガナ				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
氏名又は名称		電 話		納入書 要 ・ 不要		
代表者の職氏名		(内線)				

【提出先】 〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909 神川町役場税務課（町民税担当）

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤（転職）等による特別徴収届出書に引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
4 前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先で最下段の事項を記載し、「1月1日現在の住所地（課税地）」の市町村長に送付してください。
1 月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、「一括徴収することが義務づけられています。」